

第1章 インド・スリランカ自由貿易協定と インド農業分野への影響

櫻井武司

高橋大輔（東京大学大学院）

はじめに

本稿は、1998年12月に締結され、2000年3月から発効したインド・スリランカ自由貿易協定(Indo - Sri Lanka Free Trade Agreement, ISFTA^①)に関する情報を、主としてインドの新聞・雑誌記事と政府や国際機関の統計を精査することによって提供する。ISFTAはインドが締結した貿易協定の中で最初の本格的なFTAであり、貿易にとどまらず二国間の関係を緊密なものとしたと考えられている。一方で、ISFTAではいくつかの品目について貿易摩擦や非関税障壁の問題があり、その多くは農産物や食品に関するものである。このため、ISFTAに関する情報を蓄積することは、今後のインドの貿易政策を考える上で、あるいはわが国とインドとの貿易協定の締結を考える際の基礎資料として非常に重要である。

1. インドとスリランカのFTA交渉の経緯と概略

1.1 FTA締結に至るまでの交渉経緯

インド・スリランカ自由貿易協定は、スリランカ政府とインド政府の間で1998年12月28日に調印された。インドとスリランカの間での二国間の貿易関係を強化することは1990年代前半から議論されてきた。しかし、南アジア特惠貿易協定^②(South Asian Preferential Trade Agreement, SAPTA)の下で、貿易関係を二国間ではなく地域的な枠組みの中で促進しようという決定が行われ、それから数年間は二国間の貿易交渉は後回しにされた。SAPTAの下での交渉は第四回まで進行したが、貿易交渉は困難で時間のかかるプロセスをたどっていた。当初はSAPTAから南アジア自由貿易協定(South Asian Free Trade Agreement, SAFTA)への移行は2001年に予定されていたが、その実現の可能性は不透明になっていた。これは、南アジアの大国であるインドとパキスタンの関係が悪化し、地域協定の枠組みによる貿易自由化の実現にとって大きな制約となったためである。こうしたことから、南アジア地域の貿易交渉は、南アジア地域協力連合(South Asian Association for Regional Cooperation, SAARC)の加盟国間の二国間貿易協定の締結が中心となった。

インドとスリランカの間では、1998年12月にFTAが締結され、当初の予定では99年3月から発効する予定であった。しかし、実際の発効は2000年3月1日からとなった。

これは、FTA 締結後の実務的な交渉の中で、FTA の例外となる品目（ネガティブリスト）の作成に関する二国間の合意に時間がかかったためである。この中では、選挙への配慮やロビー活動の影響などによる両者の政治的な思惑が働き、ネガティブリストに載る品目の数が非常に多くなった。例えば、インドはスリランカの主要輸出品である衣料品や紅茶の自由貿易に難色を示し、またスリランカは自動車などについて関税収入の獲得のために例外措置を維持することを望んだ。このため、発効当初の ISFTA の実態は「自由貿易」のための協定からはほど遠い内容となったと言える。

1.2 締結時の ISFTA の合意内容

締結時における FTA の合意内容は以下の通りである^③。

まず、原産地規則(Rules of Origin)は以下のように定められた。

- 特惠関税での輸入を認められるための原産地規則は、付加価値基準として国内で 35% の付加価値が作られること。また HS コードの 4 桁レベルでの変更を必要とする。
- ただし、原産地規則の例外規定として、10%以上の投入物が相手国に由来するならば、付加価値基準は 25%に緩和される。

また、関税率の削減水準は以下のように定められた。

表 1：ISFTA が定める関税率 出典：参考文献[4]

関税の削減水準	該当する品目数(HS6桁基準)	
	スリランカ側	インド側
ネガティブリスト(関税に変更なし)	1,180	429
50% (固定) - 繊維製品、関税割当	--	233
100% (関税率は0になる)	319	1,351
50% (3年以内に関税撤廃)	889	2,799
50% (固定) - 茶、関税割当	--	5
25% (固定) - 繊維製品	--	528
8年間のうちに関税撤廃	2,724	--
合計	5,112	5,112

FTA 発効の時点で、両国の貿易は活発な状態ではなく、また貿易収支は大幅なインド側の黒字となっていた。HS コード 6 桁基準で見ると、インドのスリランカへの輸出が多様な製品を含む (2907 品目) のに対して、スリランカのインドへの輸出は 1999 年で 380 品目と数が限られている。そうした中で、当初の ISFTA は、例外規定となる品目が多いこと、また FTA の対象となっても関税を撤廃するのではなく部分的な削減にとどめることが多いことが特徴的であった。特に、相手国に輸出関心のある品目を自国のネガティブリストに指定する傾向が強い。このため、関税率を 0 にした品目はインドが 1351 品目、スリランカが 319 品目だが、実際に利用されるのはインドからスリランカへは 3 品目、スリラ

ンカからインドへは 68 品目に過ぎない (表 2)。また、紅茶と繊維製品のスリランカからインドへの輸出には数量制限がかけられ、紅茶は 1500 万キロ、繊維製品には 800 万個という関税割当が設定された。主要農産物は例外とすることが合意されており、当初から交渉に上っていない。

表 2 : ISFTA が定める、実際に貿易されている品目の関税率 出典 : Weerakoon (2001)

関税削減水準	スリランカ側		インド側	
	品目数	%	品目数	%
ネガティブリスト	623	21	50	13
関税撤廃	3	0	68	18
50%(3年以内に関税撤廃)	598	21	218	57
25%(固定)-繊維製品	-	-	44	12
その他	1,683	58	-	-
合計	2,907	100	380	100

1.3 FTA 改訂の背景と改訂内容

1998 年の FTA 締結時には、スリランカ側に紅茶は年に 1500 万キロ、繊維製品は年に 800 万個の関税割当が設定された。しかし、実際にはこれらの関税割当の 5%程度しか利用されていない。これは、関税割当制度に以下のような問題点があったためであるとされている。

繊維製品の特恵関税でのインドへの輸出に関する関税割当制度には、多くの非関税障壁が存在した。例えば、繊維製品の輸入港はチェンナイ(Chennai)とムンバイ(Mumbai)に限定され、またインド産の原料を利用しない製品の輸入関税割当は 200 万個に限定された。さらに、繊維製品の特恵関税は通常の 35%を 50%削減するものであるが、実際にはインドに対する輸出にはさらに 3.8%の関税がかけられており、また従量課税あるいは従価課税によって 17.5%よりも高くなる場合があるなどの問題が挙げられる。こうしたことから、スリランカの繊維業はバングラディッシュやインド国内の生産者に対して FTA を通じての競争力を持つことができなかった。

紅茶についても、インド側の関税割当制度の非関税障壁が問題となった。例えば、スリランカ産の紅茶がコッチ(Kochi)港とカルカッタ(Kolkata)港を通じてしか輸出ができないという規制や、また輸入に際してインド側の税関や検疫機関が大規模なサンプルを要求するため、輸入手続きに費用がかかりすぎることなどが問題とされた。さらに、関税についても関税譲許によって通常の 14-15%の関税が 7.5%となるはずにも関わらず、4%の特別追加関税 (Special Additional Duty) がかけられている。

こうした問題に対処するために、2002 年に FTA の見直し作業が行われた。この改訂の中でインド側の要求は特になく、スリランカ側の要求に沿って、特にスリランカの主要な輸出品である繊維製品と紅茶の扱いの見直しが行われた。この見直しによって、2002 年 6 月に修正された FTA が締結された。主な変更点は以下の通りである。

- 繊維製品の輸入港として、ムンバイとチェンナイに加えてカルカッタとネヴァ・シェ

ヴァ(Nava Sheva)が認められた。

- インド産の原料を利用しない繊維製品の輸入関税割当が 200 万から 400 万個へと増加した。
- 紅茶に関しては、ムンバイとヴィザ(Vizag)が新たな輸入港として認められた。
- 新たに 51 品目について、関税の譲許率が 50%から 75%となった。

2. ISFTA がもたらした影響

2.1 両国間の貿易関係の変化

もともとインド・スリランカ間の貿易はインド側の大幅な輸出超過となっており、FTA 以前の 1998 年には、スリランカのインドとの輸入と輸出との比は約 12:1 となっていた(図 1)。しかし、ISFTA の開始により両国間の貿易額は大幅に増加し、特にスリランカ側の輸出が大幅に増加し、2005 年の貿易比率は 3.5:1 にまで改善した。貿易の内訳を見ると、FTA による特惠関税を利用した貿易が大幅に増加しているため、この変化は ISFTA によってもたらされたものであると考えられる。

特に、2002 年に行われた FTA の改訂と、2003 年に行われたインドによる 2799 品目の関税撤廃がスリランカ側の輸出増加に貢献していると考えられる。貿易収支は依然としてインド側の黒字になっているが、スリランカのインドへの輸出額は大幅に増加している。スリランカ政府も、かつての FTA はインド側に一方的な利益を与えるものであったのに対して、FTA の改訂によって低関税・無関税で輸出することができる品目の数が増加し、両国にとって相互に利益となる関係を築くことができるようになった、という高い評価を与えている。

また、インド向けの生産をインド国内ではなくスリランカで行うことが可能になったため、FTA はスリランカに対する外国直接投資 (FDI) の大幅な増加につながった。インドは、巨大な市場を抱えている一方で、官僚組織の非効率性、労働関係の悪さという問題を抱えている。また、スリランカはインド国内に比べて輸送システムが整備されているため、インド国内から港に送るよりコロンボ港を経由した方が輸送費が安くなる場合すらある。また、スリランカは様々な投資優遇策を採用している上に、賃金もインドより安い。FTA を通じてスリランカへの FDI が大幅に増加したことの背景には、このような投資環境の良さがあったと考えられる。

こうした FTA の成功は、両国の外交関係をも好転させる結果を生み出している。2003 年に発生したスリランカの洪水に対してインドが緊急援助を行ったこともあり、今や両国は南アジア地域協力連合(SAARC)の中で最も強固な関係で結ばれている。

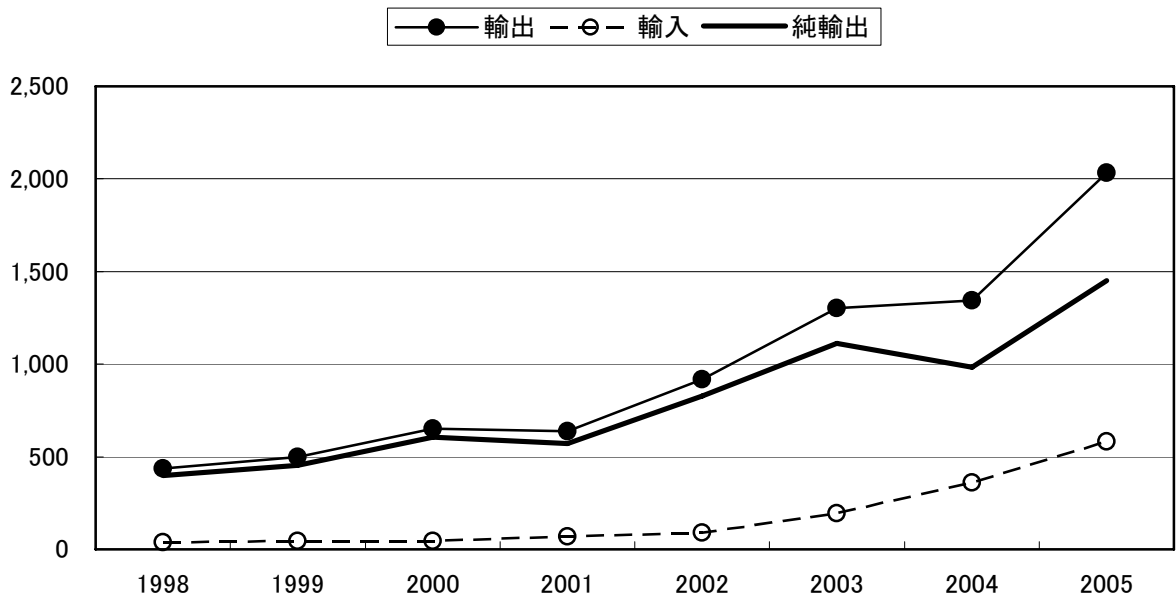


図1 インド側から見た両国の貿易関係 (単位: 100 万ドル) 出典: UNComtrade

また、FTA の発効前と発効後では貿易パターンは図2、図3のように変化している。インドからスリランカへの輸出は、石油燃料のインド経由での輸出が増加していることによって第3分類の輸出が増加しており、その分を除くと第5-7分類に該当する工業製品の貿易が増加している。また、スリランカのインドからの輸出額を見ると、農林水産物(第0分類)などの輸出の割合が減っている一方で、第4分類の中の植物油や、第6,7分類の工業製品の輸出が増加している。こうした変化は、FTAによって貿易額が増加しただけでなく、その内訳も付加価値の高いものに高度化していることを示すものである。

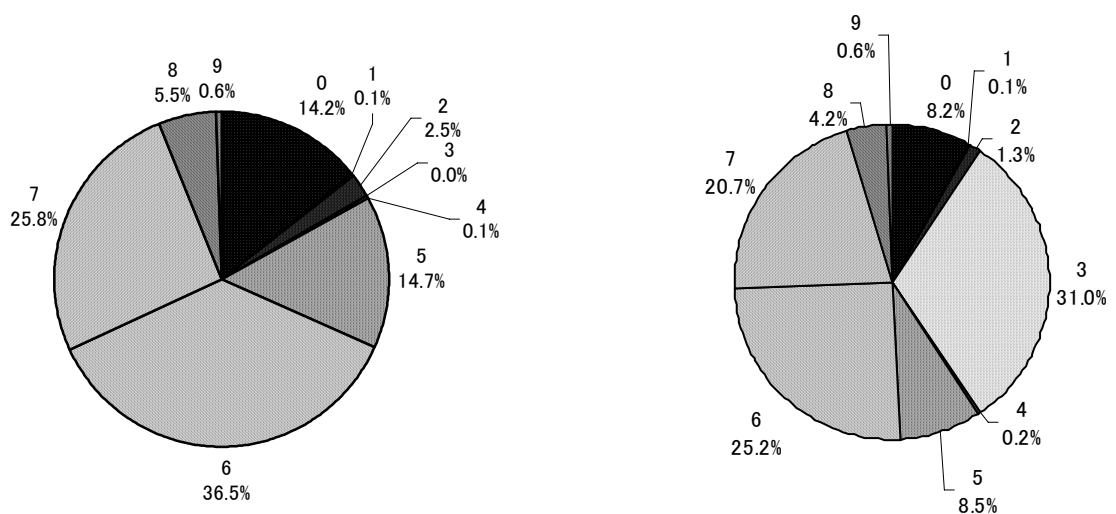


図2 インドの対スリランカ輸出額の構成 (SITCの一桁分類)
1998年(左)と2005年(右)の比較 出典: UNComtrade

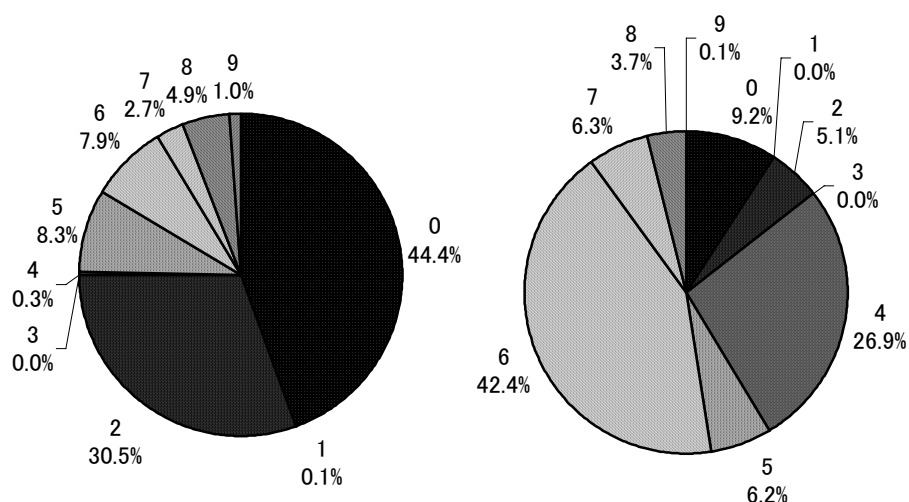


図3 スリランカ対インド輸出額の構成 (SITCの一桁分類)
1998年(左)と2005年(右)の比較 出典: UNComtrade

さらに、2桁分類のデータによって貿易額の変化を見たのが表3である。まず、インドの輸出額を見ると、最も輸出額の増加が多いのは33分類(石油燃料)である⁽⁴⁾。その他は、工業製品を中心として全体的に広く貿易が拡大している。

これに対して、スリランカの輸出額の変化は表4に示すように特定の品目に集中していることが特徴的である。例えば、07分類(スパイス)、第43分類(動物・植物油)、第68分類(鉄以外の金属)、第69分類(金属製品)、第77分類(電化製品)などの輸出額が大きく増加している。また、FTAが発効する以前にはほとんど貿易が行われなかった品目について、急速に貿易が拡大しているケースが多い(特に第43、68分類)。この中には、FTAによる関税免除を利用したものだけでなく、制度を悪用したものも含まれている。

2.2 改訂 FTA の問題点

改訂された FTA は両国間の貿易拡大に貢献したが、依然として多くの課題が残っており、その後も交渉が続けられている。特に、インド側に非関税障壁が多いことが問題になっている。

- 2002 年の時点で紅茶と繊維製品の関税割当は 5%以下しか利用されていない。紅茶には上に挙げたような非関税障壁が存在しており、繊維製品の場合は原産地規則を遵守するとスリランカからの輸出ができなくなってしまうためである。インド政府は、関税割当が完全に使われない限りは関税割当の撤廃を行わないとしており、現行の規制の下では関税割当を満たすことは不可能であるとするスリランカ側と対立している。
- 食品に関しては、インド政府による SPS 規定により多くのサンプルをインド政府によって登録されなくてはならず、その手続きには通常 3 - 6 ヶ月を要する。ビスケット、チョコレート、ソーセージなどの食品では、ライセンス、税関でのチェック、などの非関税障壁が存在しており、港で輸入を妨げている。
- タミル・ナドゥ州(Tamil Nadu)では政府が輸入品の販売に税を賦課しており、これもスリランカの輸出を阻害している。
- 税関での評価手続きにも問題があり、評価基準が CIF 価格ではなく恣意的に決められることがよくある。また、港の使用料のため、実質的には関税率が水増しされている。さらに、スリランカは原産地規則の緩和を要求しており、付加価値基準を 35%から 15%に引き下げること、また HS コードの 4 桁レベルでの変更という基準を撤廃することを求めている。

表3 インドの対スリランカ輸出額の変化（SITC 二桁分類） 出典：UNComtrade
 （網掛けは千万ドル以上輸出額が増加した品目）

1998年 インド輸出額		2005年 インド輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
0	511,104	0	16,746	0	-494,358
1	149,780	1	36,286	1	-113,494
2	113,177	2	3,391,556	2	3,278,379
3	4,246,855	3	6,376,201	3	2,129,346
4	5,070,346	4	18,695,313	4	13,624,967
5	31,491,536	5	57,037,948	5	25,546,412
6	395,560	6	24,037,452	6	23,641,892
7	7,720,289	7	25,699,714	7	17,979,425
8	9,931,522	8	24,342,730	8	14,411,208
9	2,501,854	9	6,677,475	9	4,175,621
11	47,705	11	309,947	11	262,242
12	404,783	12	1,089,091	12	684,308
21	17,912	21	1,155	21	-16,757
22	1,489,358	22	1,500,608	22	11,250
23	325,622	23	12,330,069	23	12,004,447
24	79,074	24	484,781	24	405,707
25	1,762	25	937,233	25	935,471
26	476,965	26	573,886	26	96,921
27	984,242	27	2,852,587	27	1,868,345
28	5,187,252	28	2,061,399	28	-3,125,853
29	2,194,373	29	5,373,296	29	3,178,923
32	13,673	32	9,438	32	-4,235
33	184,990	33	629,801,504	33	629,616,514
		41	21,694	41	21,694
42	208,789	42	4,014,275	42	3,805,486
43	75,714	43	203,717	43	128,003
51	3,655,012	51	9,052,746	51	5,397,734
52	8,040,897	52	26,725,213	52	18,684,316
53	2,804,314	53	7,427,910	53	4,623,596
54	31,640,588	54	65,117,954	54	33,477,366
55	5,239,875	55	14,500,940	55	9,261,065
56	157,642	56	1,435,602	56	1,277,960
57	4,449,974	57	22,680,220	57	18,230,246
58	2,837,006	58	11,717,178	58	8,880,172
59	5,521,189	59	14,850,874	59	9,329,685
61	381,713	61	802,290	61	420,577
62	5,725,557	62	11,396,319	62	5,670,762
63	1,166,062	63	3,652,810	63	2,486,748
64	10,292,676	64	46,241,750	64	35,949,074
65	86,367,624	65	182,499,723	65	96,132,099
66	7,907,490	66	37,485,214	66	29,577,724
67	26,048,088	67	134,061,331	67	108,013,243
68	4,373,746	68	68,133,071	68	63,759,325
69	17,225,496	69	28,539,487	69	11,313,991
71	4,938,584	71	9,544,165	71	4,605,581
72	11,631,606	72	40,591,044	72	28,959,438
73	2,589,628	73	5,482,981	73	2,893,353
74	8,535,960	74	22,085,913	74	13,549,953
75	1,049,567	75	3,978,907	75	2,929,340
76	1,967,733	76	6,563,204	76	4,595,471
77	11,680,060	77	29,465,579	77	17,785,519
78	68,828,760	78	277,378,776	78	208,550,016
79	1,301,390	79	26,090,864	79	24,789,474
81	1,197,509	81	2,031,349	81	833,840
82	736,644	82	675,723	82	-60,921
83	152,596	83	993,768	83	841,172
84	6,827,216	84	39,438,331	84	32,611,115
85	762,675	85	775,075	85	12,400
87	1,565,400	87	6,093,822	87	4,528,422
88	1,165,884	88	5,949,506	88	4,783,622
89	11,579,893	89	28,669,755	89	17,089,862
93	2,786,891	93	12,440,590	93	9,653,699
合計	436,957,182	合計	2,032,446,085	合計	1,595,488,903

表4 スリランカ対インド輸出額の変化（SITC 二桁分類） 出典：UNComtrade

（網掛けは千万ドル以上輸出額が増加した品目）

1998年 スリランカ輸出額		2005年 スリランカ輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
		1	278,933	1	278,933
		2	233,505	2	233,505
		3	100,707	3	100,707
4	103,319	4	351,997	4	248,678
5	4,870,149	5	1,722,791	5	-3,147,358
6	92,557	6	248,381	6	155,824
7	11,652,662	7	34,175,906	7	22,523,244
		8	1,977,531	8	1,977,531
9	14,274	9	14,220,098	9	14,205,824
11	6,698	11	71,352	11	64,654
12	36,641	12	32,107	12	-4,534
21	87,257	21	11,099	21	-76,158
		22	211,191	22	211,191
23	999,601	23	2,800,187	23	1,800,586
24	346,117	24	955,716	24	609,599
25	2,523,806	25	9,835,125	25	7,311,319
26	568,923	26	486,320	26	-82,603
27	28,051	27	223,008	27	194,957
28	5,885,445	28	12,958,838	28	7,073,393
29	1,042,744	29	2,274,866	29	1,232,122
33	9,695				-9,695
41	96,737	42	3,247,895	42	3,151,158
		43	152,895,842	43	152,895,842
51	1,945,753	51	2,984,371	51	1,038,618
52	21,735	52	5,258,217	52	5,236,482
53	13,997	53	663,627	53	649,630
54	33,359	54	23,093,025	54	23,059,666
55	619,941	55	2,667,985	55	2,048,044
57	191,230	57	661,423	57	470,193
58	74,719	58	119,478	58	44,759
59	215,485	59	436,940	59	221,455
61	207,960	61	596,809	61	388,849
62	52,184	62	3,984,557	62	3,932,373
63	3,249	63	10,452,928	63	10,449,679
64	289,510	64	3,708,384	64	3,418,874
65	1,434,125	65	8,269,226	65	6,835,101
66	505,298	66	17,751,461	66	17,246,163
67	77,908	67	3,406,814	67	3,328,906
68	12,575	68	173,238,921	68	173,226,346
69	381,260	69	24,790,286	69	24,409,026
71	20,715	71	96,644	71	75,929
72	361,571	72	1,101,941	72	740,370
73	56,014	73	166,150	73	110,136
74	80,473	74	3,227,999	74	3,147,526
75	334,741	75	2,934,365	75	2,599,624
76	6,838	76	145,545	76	138,707
77	156,143	77	26,787,960	77	26,631,817
78	18,563	78	1,255,774	78	1,237,211
		79	681,336	79	681,336
		81	26,984	81	26,984
82	3,983	82	5,102,483	82	5,098,500
		83	1,937,788	83	1,937,788
84	620,507	84	3,174,504	84	2,553,997
		85	52,641	85	52,641
87	71,288	87	1,135,529	87	1,064,241
88	7,050	88	40,580	88	33,530
89	1,136,499	89	10,138,247	89	9,001,748
93	376,917	93	588,422	93	211,505
合計	37,696,266	合計	579,992,739	合計	542,296,473

3. 銅・コショウ・バナスパティ油に関する貿易摩擦

これまで見たとおり、ISFTA を利用した貿易は拡大傾向にあり、基本的には順調であるといえる。しかし、スリランカからの①スクラップ銅②コショウ③バナスパティ油④の輸出が貿易摩擦を引き起こしており、FTA を包括的経済協力協定(comprehensive economic partnership agreement, CEPA)へと発展させるための交渉の足かせになっている。図4が示すとおり、この三品目に関連するスリランカの対インド輸出額は総輸出額の約60%を占めている。これがFTAの正規の手続きを経たものであるならば問題はない。しかし、実際には原産地規則等の規制を遵守していない貿易が行われていると考えられている。

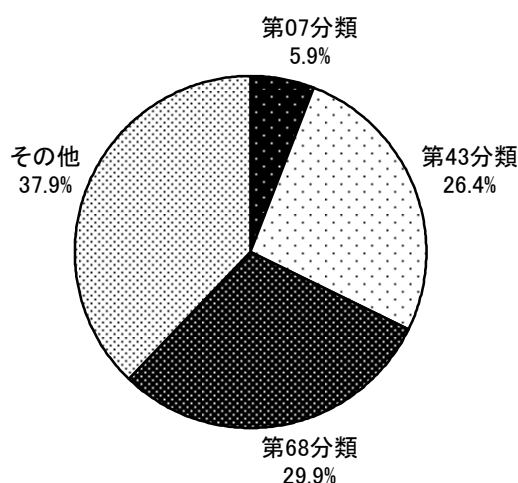


図4：スリランカの銅、香辛料、油脂の対インド輸出額（2005年）

出典：UNComtrade

3.1 スクラップ銅

スリランカの対インド輸出の中で特に多いのは金属関連の製品であり、その大部分を銅が占める（表4）。輸出される銅の大半は、海外から輸入したスクラップの銅を精製し、塊や棒にする程度の加工度の低いものである。FTAの開始以前にはスリランカはインドに銅をはじめとする金属を輸出していなかったが、図4が示すとおり、FTAの発効後に輸出額が急速に伸びている。

このような輸出により、インド国内の金属産業は大きな打撃を受けている。スリランカの輸出品の多くは、クズ鉄やスクラップの銅を輸入して溶かして精製するというだけの工程しか経ていない。このため、インドの金属産業はスリランカの金属製品はFTAの定める35%の付加価値基準を満たしていないと非難している。また、スリランカ側では銅加工による大気汚染などの環境への悪影響が生じている。

近年の銅の急速な輸出拡大は、近い将来に収束する見通しである。まず、インド政府が銅の関税を2000年に50%から7.5%へと引き下げたことにより、インドの需要者がFTAを通じて銅を輸入する必要性が減少した。また、スリランカ側でも環境規制が強化されつつある。こうしたことから、一時はスリランカに工場を移転したインド企業の大半が生産拠点をインドに戻しつつある。

表5 2005年における金属関連（第68分類）のスリランカの対インド輸出額

出典：UNComtrade

コード	貿易額	貿易量(kg)
681	\$498	4
682	\$119,100,688	29,020,828
6821	\$109,123,601	27,205,512
6823	\$346,815	127,700
6824	\$9,628,861	1,687,486
6827	\$1,411	130
683	\$389,734	29,000
684	\$47,539,057	19,192,330
685	\$2,659,656	2,721,100
686	\$3,542,501	1,827,500
687	\$6,787	1,800

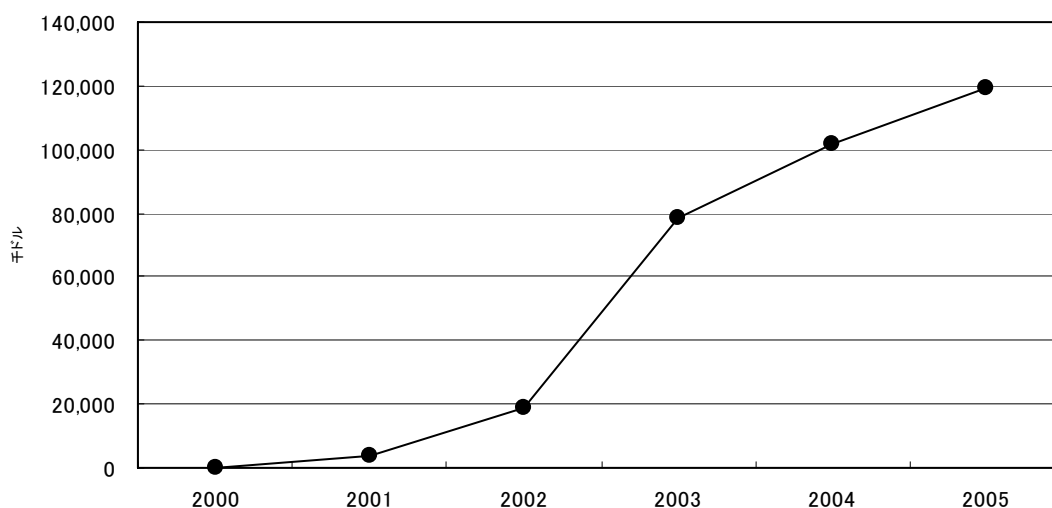


図5 銅（第682分類）に関するスリランカの対インド輸出額（単位：千ドル）

出典：UNComtrade

3.2 コショウ

ISFTA の発効は 2000 年 3 月 1 日であるが、インド側の残存リスト⁶⁾ (residual list) に含まれていたため、コショウの関税撤廃が実施されたのは 2003 年 3 月のことである。もともと、スリランカはベトナムと並ぶインドへのコショウ輸出国であったが、FTA の発効によってスリランカからインドへのコショウ輸出は急増した。

スリランカ産のコショウはインド産に比べて質が悪く、その代わりに価格が安いものである。輸入されたコショウがそのままインド国内で流通することは少なく、使用用途は主に以下の二つである。一つはオレオレジン(oleoresin)と呼ばれる食品添加物を生産するための原料としての利用であり、輸入されるコショウの約 65% がこれに相当する。オレオレジンの生産に必要な成分は、コショウの成熟した実よりも未成熟な実が多く含まれているため、多少価格が高くても未成熟な実を使った方が効率的に生産できる。しかし、インド国内では未成熟な実は生産されていないため、オレオレジンを生産する企業はベトナムやスリランカからの輸入に頼っている。もう一つの利用方法は、付加価値をつけた後で再輸出するというものである。この場合、インド政府の輸出促進制度である「事前ライセンス(Advance License)制度」を利用して無税で輸入することが可能である。しかし、実際にはその多くが清掃などの単純な作業しか行われずに再輸出されている。

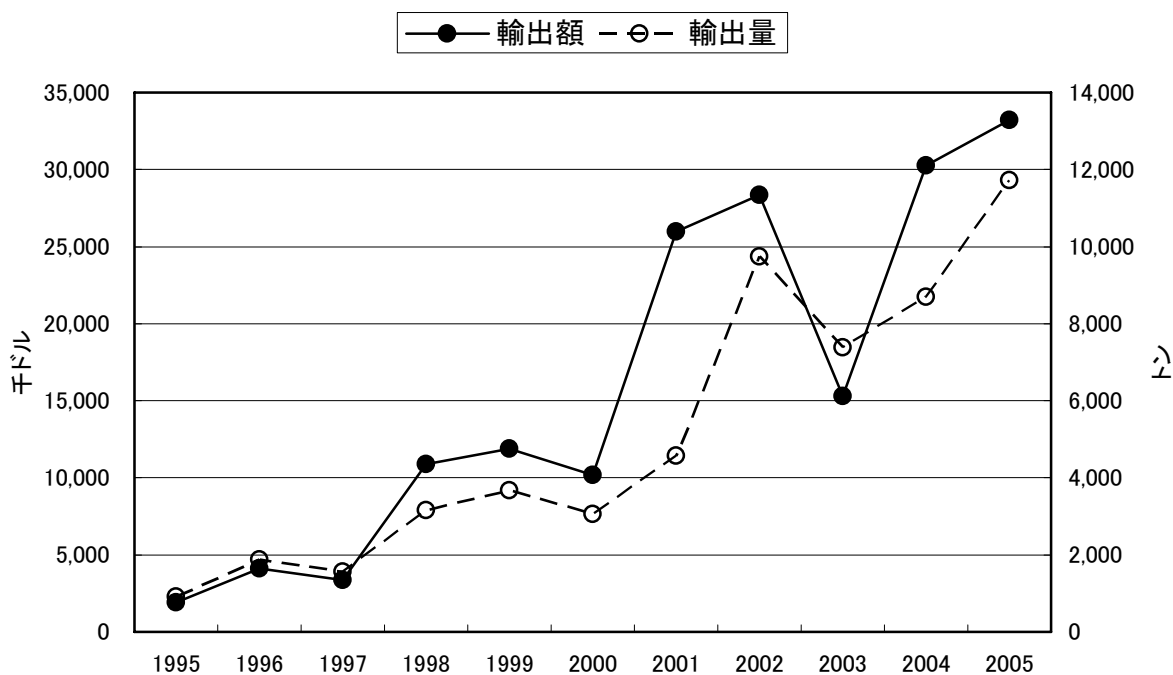


図6 スリランカの対インド・コショウ輸出額・輸出量

出典：UNComtrade

表6 インド・スリランカ間の香辛料の貿易額・貿易量 出典：UNComtrade

インド輸出額・輸出量(1998年)			インド輸出額・輸出量(2005年)		
コード	貿易額	貿易量(kg)	コード	貿易額	貿易量(kg)
71	\$29,440	18,238	71	\$5,321	846
73	\$231,315	110,557	73	\$220,544	70,868
74	\$2,132,640	961,452	74	\$6,317,823	2,974,086
75	\$5,326,894	7,055,070	75	\$19,156,026	30,490,042
751	\$3,768,433	4,134,350	751	\$16,636,870	25,901,094
752	\$1,558,461	2,920,720	752	\$2,519,155	4,588,948

スリランカ輸出額・輸出量(1998年)			スリランカ輸出額・輸出量(2005年)		
コード	貿易額	貿易量(kg)	コード	貿易額	貿易量(kg)
			71	\$46,851	42,215
			72	\$8,957	10,000
73	\$93,627	58,210	73	\$20,212	12,748
74	\$682,546	374,539	74	\$885,335	297,198
75	\$10,876,489	3,162,818	75	\$33,214,551	11,719,978
751	\$8,531,083	1,635,125	751	\$10,103,313	6,877,670
752	\$2,345,406	1,527,693	752	\$23,111,237	4,842,308

問題なのは、スリランカによるコショウ輸出には、輸出方法が FTA や事前ライセンス制度などの貿易制度を悪用するものが多いということである。インド側の情報によると、以下のような問題が指摘されている。

- 迂回貿易：

スリランカ産とされているコショウの大半はスリランカで生産されたものではないことが頻繁に指摘されている。例えば、2001年のスリランカのコショウ生産量は7800トンであったが、インドの「スリランカ産」コショウの輸入量はそれを上回っていた。また、スリランカのコショウ生産量の統計は、ISFTAが発効する前の1999年の4740トンから2002年には1万2600トンにまで急増しているが、増加幅が余りに大きいことからこの統計は信憑性が疑われている。パキスタンを除く SAARC の加盟国（インド、スリランカの他にバングラディシュ、ブータン、モルディブ、ネパール）は既にスリランカと特惠貿易協定（SAPTA）を結んでおり、関税率の90%が譲許されている。輸入が急増した「スリランカ産」コショウの一部は、SAARC 加盟国がスリランカを経由して自国の生産物を輸出しているものと考えられる。例えば、インドネシア産のクローブとアレカナットをスリランカ産であると偽って無税でインドへ輸出しようとした不正をスリランカ税関が摘発したという事例があり、この際に業者は偽造された原産地証明書を保持していた。このことは、ISFTA の原産地規則が十分に守られていないことを表している。

- 国内産への偽装：

コショウは再輸出のためにも輸入されており、その中にはインド産とブレンドして輸出されているものがある。インド産コショウが国際競争力を失いつつある原因はその価格の高さであり、他の国のコショウとのブレンドにより価格を引き下げれば競争力が増す可能性もある。問題は、再輸出用に輸入されたスリランカ産のコショウが、輸入後にインド産

と偽装され、国内で販売されたり、海外へ輸出されたりしているという点である。これにより、輸入業者が莫大な利益を挙げている一方で、生産物価格が急落したコショウ生産者は大きな打撃を受けている。

- **価格の過小報告：**

現状のコショウの関税は従価税であるため、輸出業者はスリランカ産香辛料の積荷の価格を過小に報告することにより関税率を下げているという疑惑がある。港では 1kg あたり 80 ルピーと申告されたカルダモンが、販売時には 300 ルピーとなっていた例も報道されている。

インド政府の対策

ベトナムやスリランカを始めとする国からのコショウ輸入の急増に対処するために、インド政府や地方州政府もいくつかの対策を打ち出している。

- **輸入規制：**

2004 年 12 月には、輸出型企業に対するコショウ輸入の事前ライセンスの発行が差し止められた。また、輸入規制に加えて、2005 年 5 月には発行禁止の前に得た事前ライセンスを利用して輸出型企業が輸入したコショウとその製品を国内で販売することが禁止された。これらの措置は事前ライセンス制度に対するものであり、ISFTA を通じたコショウ輸入は対象としていない。オレオレジン産業はこの禁止措置によって未成熟なコショウの実をスリランカ以外から調達することが不可能になり、供給量の制限と価格上昇の影響を受けることとなった。

- **ケララ州政府の救済策：**

ケララ州政府は、農家の救済を目的として 1kg あたり 75 ルピーでコショウの買い付けを行った。しかし、買い入れられた量は小規模にとどまり、合計で 4755 トンであった。これは、買い入れの対象となるためには作付面積が 2ha 以下であり、しかも 4 年の間は政府の援助を受けていないことが条件となり、また支給の手続きでのインドの官僚制の非効率性と腐敗が問題になったため、多くの農民がこの制度を利用できなかったことによるものである。また、スリランカからの無関税の輸入は続けられたために、価格の下支え効果は発揮されなかった。

- **輸出補助金：**

2005 年 10 月に、インド政府はインド産のコショウ及び国産の原料から作られた付加価値製品の輸出に対して輸出補助金を支給することを決定した。この制度は、コショウの輸出を促進し、生産者に利益を与えるために行われるものである。この輸出補助金は WTO 協定に従って行われ、輸送費用に対する補助として支給される。国際輸送には 1kg あたり

5 ルピーが、国内輸送には 1kg あたり 2 ルピーが与えられる。補助金が与えられる限度は 2 万トンまでであり、期限は 2006 年 3 月 31 日までとなっている。

以上の措置に加えて、両国政府は ISFTA におけるコショウの輸入量を年に 2,500 トン以下に制限することを決定した。2007 年 3 月までに許可されるコショウの輸入量は、11 月 21 日までに行われた輸入量を 2,500 トンから差し引いた量である。2006 年の 4 月から 9 月までの輸入量は既に 4000 トンを超えているため、同年度はこれ以上のコショウの輸入をできないことになる。また、FTA を利用した輸出を行う際には、スリランカ当局が発行した原産地証明を提示しなければならない。スリランカからのコショウ輸入を 2500 トン以下に制限するという措置が発表された直後から、コショウの市場価格が上昇している。

インドの香辛料委員会は、スリランカからの無税での輸入は他国からの迂回貿易であると疑っており、今回の措置は香辛料委員会の意向を受けてのものである。インドの香辛料委員会は 2 年以上前から、スリランカの生産量を半分にするか、輸入量を 2500 トンに制限するかのどちらかを要求していた。今回は、後者が実行されたことになる。今回の措置により、これまでのような安価なスリランカ産コショウの流入は止まると考えられる。なお、オレオレジンの生産者や輸出向け工場は、今回の措置とは関係なく引き続き事前ライセンス制度を利用できる見込みである。

3.3 バナスパティ油

バナスパティ油は、現在のところ両国間で最も深刻な貿易摩擦を引き起こしている品目であると言える。スリランカからインドへのバナスパティ油の輸出は、2002 年まではほぼゼロであった。しかし、2003 年 3 月に関税が撤廃された後、2003 年に 169,822 ドル、2004 年に 17,655,338 ドル、2005 年に 152,895,842 ドルと貿易が爆発的に増大している。油脂に関連した品目のスリランカからインドへの輸出はバナスパティ油に限定されており、FTA の抜け穴をついた事例の一つであると言える。

インドのバナスパティ油業界は、インドが FTA を締結しているスリランカ、ネパール、ブータンからの輸入によって淘汰されつつある。現在のバナスパティ油のインド国内での生産量は約 120 万トンであるのに対して、この三か国からの輸入量は毎年 40 万トンに達している。これらの国では、原料となっているパーム油を国内では生産していない。インドでは、バナスパティ油を作るためのパーム油の輸入の実効関税は 90% であり、また政府の規則によりインド国内の工場は原料の少なくとも 20% を国内から調達しなければならない。これに対して、スリランカは 30% の関税でパーム油を輸入できる。このため、FTA を利用した輸入品に対してインド産のバナスパティ油は競争力を持たない。

インド国内の生産者の主張によれば、スリランカのバナスパティ油は付加価値率に関する原産地規則を満たしていない。スリランカからの輸入品の CIF 価格は他国の同品質の価格を大幅に上回っているが、これは原産地規則を満たしていると偽装するために価格を吊り上げているのだと考えることができる。スリランカは 2003 年にバナスパティ油の輸出

に対して 25 万トンの上限を設定しており、また輸入した原料を用いてバスマティ油を輸出する業者には 1 トン当たり 30 ドルの関税をかけることとしている。しかし、これらの措置は今のところ実施されていない。

現在、バナスパティ油の貿易について両国間で交渉が行われているところである。インドは 25 万トンの関税割当を設定することを要求しているが、スリランカ側は難色を示している。また、2006 年 6 月からはスリランカからのバナスパティ油の輸入は NAFED(National Agricultural Co-operative Marketing Federation)によって独占化(channelisation)された。これは、スリランカからの輸出を大幅に制限することにつながった。このため、スリランカ側の生産者の要望により、この独占化の透明性について検討することが決められた。

表 7 スリランカの対インド・油脂（第 43 分類）の貿易額・貿易量

出典：UNComtrade

コード	貿易額	貿易量(kg)
43	\$152,895,842	N/A
431	\$152,895,842	200,910,008
4311	\$714,068	817,000
4312	\$149,496,088	192,223,893
43121	\$92,645	113,000
43122	\$149,403,443	192,110,893
4313	\$2,684,388	7,868,815
43131	\$2,684,388	7,868,815
4314	\$1,299	300
43141	\$1,299	300

4. 今後の交渉について

現在、両国政府は ISFTA をさらに拡張し、サービス部門を含めた包括的経済協力協定(CEPA)を締結するための交渉を行っているところである。

2002年12月の両国首相の会合により、両国の経済統合をより深化させる方法が議論され、共同研究会(Joint Study Group)が形成された。共同研究会は2003年10月に報告書を提出し、ネガティブリストの品目数の削減、関税手続きの共通化による貿易促進、相互認識協定(Mutual Recognition Agreements)の締結などを含む CEPA を実施するべきだという提言を行った。また、CEPA はサービス貿易や投資や経済協力も含むべきであるとした。また、2005年2月には CEPA を迅速に締結するための貿易交渉委員会(Trade Negotiating Committee, TNC)を設立することが合意された。その後の交渉では、インドからスリランカへの投資を促進するための経済協力基金を設立すること、投資を促進するためにお互いの二重課税を廃止して投資保護の協定を結ぶことなどが議論されている。また、現存するネガティブリストの撤廃、繊維製品の関税割当制度の改善、原産地規則の緩和などについても議論が行われている。

当初、両国は2006年内に CEPA を締結することを目指していたが、年内の締結は見送られることとなった。スリランカの通商大臣の見通しによれば、締結は早くても2007年の初めとなることである。交渉が滞っている主要な原因は、既に述べたとおり、スリランカからの①スクラップ銅②コショウ③バナスパティ油の輸出に関する貿易摩擦である。このうち、コショウについては輸出規制を行うことで合意に至ったが、バナスパティ油に関する問題は未だに解決されていない。

〔注〕

- ① インド・スリランカ FTA の略称はいくつかあり、“ISLFTA”や“ILFTA”と呼ぶ場合もある。本稿では“ISFTA”と呼ぶことにする。
- ② SAPTA, SAFTA の詳細については参考文献[1]を参照のこと。
- ③ 協定の詳細については、インド商工省の以下のウェブサイトを参照のこと(<http://www.commerce.nic.in/agree.htm>)。また、参考文献[1]は協定の邦訳を掲載している。
- ④ 油燃料の貿易額が急増した理由は現段階では不明である。関税削減により、インドを経由した燃料輸送が一般的になったということかもしれない。
- ⑤ バナスパティ(vanaspati)油とは、パーム油に水素添加を行って作るマーガリンの一種である。インドではバターの代用品として広く消費されている。
- ⑥ 発効時には関税削減が見送られたが、2003年3月以降は関税引き下げが行われた品目のことを指す。

〔引用文献〕

- 基本的な情報は以下を参照のこと
 - [1] ジェトロ報告書「インド・スリランカ自由貿易協定の現状と課題」
<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/reports/05000042>
 - [2] ジェトロウェブサイト「インド：貿易為替制度」
http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/trade_03/
 - [3] インド商工省ウェブサイト“Indo Sri Lanka Free Trade Agreement”
<http://www.commerce.nic.in/agree.htm>
 - [4] 在スリランカ・インド大使館ウェブサイト
<http://www.indiahcsl.org/>

 - ISFTA に関する論文としては以下を参照のこと
 - [5] Sarvanthan, Muttukrishna (2000) “Indo-Sri Lanka Free Trade: Hype and Reality”, *Economic and Political Weekly*, 2000年4月1日号.
 - [6] Weerakoon, Dushni (2001) “Indo-Sri Lanka Free Trade Agreement – How Free Is It?”, *Economic and Political Weekly*, 2001年2月24日号.
 - [7] Kelegama, Saman (2003) “Sri Lankan Exports to India”, *Economic and Political Weekly*, 2003年7月26日号.
- その他に参照した記事は以下の通り。
- [8] Financial Express, “No CEPA with Lanka till export surges curbed”, 2006年8月7日.
- 第1節
 - [9] Frontline, “Driving a hard bargain”, 1999年7月17 – 30日号.
 - [10] The Hindu, “India Sri Lanka free trade review meeting from June 6”, 2002年6月4日.
 - [11] Daily News, “Provide more concessions to local exporters under FTA”, 2001年8月14日.
 - [12] Daily News, “Indo-Lanka FTA to be renegotiated end March”, 2002年2月14日.
- 第2節
 - [13] Frontline, “A friend in need”, 2003年6月7 – 20日号.
 - [14] The Hindu, “Sri Lanka for borderless trade with India”, 2003年8月10日.
 - [15] Daily News, “Bristling with business opportunities”, 2005年3月12日
- 第3節
 - [16] Business Standard, “Smelters return home from Lanka”, 2006年9月21日
 - [17] The Economic Times, “Zero-duty imports from Lanka hurt local copper cos”, 2005年2月12日

 - [18] The Hindu, “User industry chooses to import Lanka pepper”, 2002年6月27日.
 - [19] The Hindu, “Spice of life carries whiff of death”, 2005年2月13日.
 - [20] The Hindu, “Kerala Govt smells a rat in pepper import from Lanka”, 2005年3月16日.
 - [21] The Hindu, “Lankan pepper marketed under domestic brand?” 2005年10月6日.
 - [22] The Hindu, “Free trade pacts turning a tool to dump spices”, 2005年7月17日.

- [23] The Hindu, “Duty-free pepper imports from all origins except Lanka suspended”, 2004年12月17日.
- [24] The Hindu, “Sale of imported pepper in domestic tariff area banned”, 2005年5月18日.
- [25] The Economic Times, “Govt lines up freight sops for pepper exports”, 2005年10月28日.
- [26] The Hindu, “Centre imposes quantity restrictions on pepper import”, 2006年11月23日.
- [27] The Financial Express, “Pepper price on fire as import capped”, 2006年11月26日.
- [28] The Hindu, “Lanka unearths illegal spice exports to India”, 2006年5月27日.
- [29] CNN-IBN, “Sri Lanka FTA gives traders oily woes”, 2006年4月16日.
- [30] NewKerala.com, “Crisis-ridden vanaspati producers to hold protest tomorrow”, 2006年1月9日.
- [31] Business Standard, “Sri Lanka asked to notify FTA duty cuts”, 2006年8月2日.
- [32] Lanka Business Online, “India lifts controversial controls on duty free imports of Sri Lankan vanaspati”, 2006年11月21日.
- [33] The Telegraph, “Vanaspati firms feel free trade heat”, 2006年1月9日.

• 第4節

- [34] インド商工省, “Economic Partnership Agreement with Sri Lanka Proposed”, 2003年12月22日.
- [35] インド商工省, “India, Sri Lanka set up trade negotiating committee to work out roadmap for CEPA”, 2005年2月11日.
- [36] Lanka Business Online, “Indo-Lanka economic partnership deal, delayed to early next year”, 2006年11月3日.